生石地区まちづくり協議会

まちづくり計画



絵:特定非営利活動法人 アトリエ素心居

目次

- 1 はじめに
- 2 生石地区の歩み
- 3 まちづくり協議会設立の経緯
- 4 まちづくり計画について
- 5 まちづくり基本目標/方針/計画
- 6 まちづくり基本計画と取組

資料

- ・住民アンケート結果
- 規約
- 組織図

1 はじめに

生石地区に住む一人ひとりが、郷土を誇りに思い、安心して心豊かに住み続けられる、暮らしやすいまちにしていくためには、互いに助け合う仕組みが必要です。

そのため、平成26年4月に生石地区まちづくり協議会を設立し、地域のさまざまな団体・組織や企業、行政等が連携しながらまちづくりを進めていく体制が整いました。協議会を設立する大きな動機となった東日本大震災の際にも、住民が互いに助け合う'つながりの力'が再認識されたところですが、常日頃からつながりを持っていなければ、いざという時、難を乗り切ることはできないと考えています。防災面だけでなく、防犯・福祉・教育・環境なども同様です。

では、つながりを持ち、理想のまちを実現するためには、どのように進めていくのが良いのかを話し合い、今後の方針や目標を定めなければなりません。それを定めたものが『まちづくり計画』です。この計画は、これまでの勉強会や住民アンケート調査、また、各部会でのワークショップなど、たくさんの方々に関わっていただきながら策定されましたので、生石地区に住む皆さんや企業等が共有し、同じ思いでまちづくりを進めていきたいと考えています。地域には魅力も課題も多くありますが、どれも一人の力や一つの団体・組織だけで取り組むことには限界があります。今こそ、「私たちのまちは、私たちの手で」という意識のもと団結しましょう。

最後に、まちづくり計画策定に関わっていただきました皆様にお礼を申し上げますとともに、これからは『まちづくり計画』の実現を目指し、生石地区の団体・組織や企業等が一体となり、楽しいことも苦しいことも共に分かち合える関係を築いていきたいと考えていますので、より一層のご協力をお願い申し上げます。

生石地区まちづくり協議会 会長 福山 勝幸



2 生石地区の歩み

島嶼部を除くと、生石地区は松山市の最西部に位置し、海岸に近いため冬暖かく、山と適度に開けた土地もあります。こうした環境が古代人に歓迎されたことは、弁天山麓などの遺跡出土品が証明します。中世に垣生氏、忽那氏など領主の入れ替わりや戦乱があっても、それは人々が土地を離れる決定要因とはならなかったのでしょう。

現在の5町の名は古く、江戸初期の「伊予国知行高郷村数帳」にも「北吉田村 474 石、南吉田村 823 石、高岡村 1250 石、窪田村(明治期に久保田)343 石、富久村 478 石」と記されています。住民は川の付け替え後の水利に苦労しつつ、鴨付・雁付の地名があった御鷹場で城主の狩りを見物していたかもしれません。明治に入り 5 村は合併し氏神の生石八幡神社に因んで生石村が誕生しました。

地区は、第二次大戦前後に時代の波に洗われました。松山第 22 連隊射撃場建設、海軍航空隊基地と滑走路建設、道路敷設で移住を強いられた住民もいます。昭和 19 年に松山市に編入。終戦前の激しい空襲で多数の犠牲者が出たことも忘れてはなりません。

平和が戻ると人も戻ってきました。南吉田松山市営団地 90 戸、授産場・母子寮・保育園が作られました。航空隊基地跡には大阪曹達、帝国人絹が進出し、大可賀の昭和工業、丸善石油とともに臨海工業地帯を形成したのです。かつての白砂青松の海岸は工場用地、港湾に姿を変えましたが、そこに働く人で地区は活気にあふれ、子どもたちの歓声が響きました。軍用機が離発着した飛行場は、YS11 機墜落の悲劇をはさみ、滑走路延長で愛媛の空の玄関へと成長しました。

地区内には由緒ある神社・寺院があり、それぞれに住民の心の拠り所、憩の場となっています。ユニークな伝説を持つ天狗面、長屋門、松並木、先人顕彰碑もあります。そして変わらぬ緑の山と青い瀬戸内海。歴史的・文化的遺産を守りつつ、活性化への挑戦は怠らない一。そんな「まちづくり」が始まっています。



天狗面



履脱天満宮

3 まちづくり協議会設立の経緯

現状と課題

少子高齢化、地域経済の弱体化、担い手不足、地域コミュニティの希薄化など、私たちがこれから迎えようとしている社会には、多くの課題が立ちはだかっています。

生石地区では、これまで多くの地域団体がコミュニティを支え、さまざまな取り組みを 通じて課題に対応してきました。

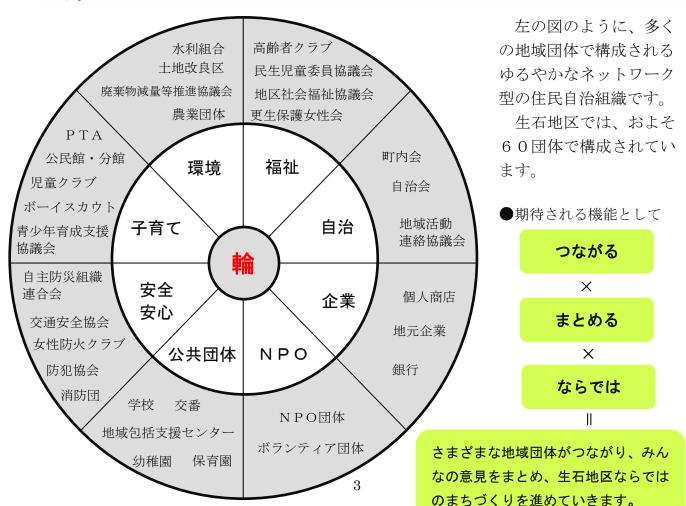
しかし、生石地区にも多くの地域課題があり、その範囲も、防災、福祉、環境、教育など多岐にわたります。これらの課題に対し、どう向き合っていくかを考えたとき、1人の住民や1つの団体だけで解決することは困難です。

そこで、私たちのまちのため、生石に住む私たち自身が一人ひとりの力を結集し、一丸となって向き合っていく必要があります。

まちづくり協議会とは

「地域におけるまちづくり」は、生活の基盤や歴史・文化を共有する、概ね公民館本館の区域において、住民がお互いの合意形成を図り、住んでいる地域の暮らしやすさの向上や地域活力の増進等を目的として行う活動です。

そして、地域のまちづくり活動を行う、多くの地域団体がつながり、住民自治組織として、課題解決や魅力の創出について協議する会のことを『まちづくり協議会』と言います。



まちづくり協議会の設立動機

生石地区において、まちづくり協議会を設立する大きな動機となったのは東日本大震災です。「住民の命を守ること」を大きな課題と位置付け、課題解決のためには地域のさまざまな団体や個人が、連携・協働した取り組みや協議を通じて、一丸となる必要があると考えました。

また、防災面以外にも、福祉、教育、環境など、多方面で地域団体がつながることで、 地域のさまざまな課題解決やさらなる魅力を創出すると信じ、設立に向けて立ち上がり ました。

設立までのあゆみ

平成24年9月27日 第1回「生石地区のまちづくりを考える会」

※有志により、計6回開催

平成25年3月27日 生石地区まちづくり協議会準備会を設立

4月 5日 第1回役員会(協議会設立まで計19回開催)

4月22日 第1回学習会「まちづくりは宝探し」

5月12日 第2回学習会「垣生山視察登山」

6月 3日 第3回学習会「里山ってなあに」

7月10日 住民アンケート実施 対象:住民1,000名・小中学生

8月31日 第4回学習会「垣生山を今に生かす」

9月26日 生石まちづくり通信VoⅠ. 1発行

10月19日 垣生山整備開始(以後、第2. 第4土曜日に開催)

10月23日 第5回学習会「まちづくりはひとづくり」

11月27日 第6回学習会「淡路ヶ峠の桜植樹でまちおこし」

平成26年1月 6日 生石まちづくり通信VoⅠ. 2発行

1月22日 臨時総会を開催 (規約・構成団体・組織図等の仮承認)

2月 2日 さくら植樹式(垣生山にて陽光桜6本植樹)

2月 3日 規約縦覧(2月17日までの間)

3月 7日 さくら植樹(垣生山にて陽光桜24本植樹)

4月12日 生石地区まちづくり協議会を設立

※その他、県・市主催の学習会や会議等に参加







設立総会

4 まちづくり計画について

まちづくり計画とは

まちづくり協議会が地区の現状を踏まえ、地域資産(歴史的、文化的、人的資産等)の活用や地域課題の解決に向けた取組みのほか、行政との協働に関する取組み等を示す中長期計画のことを言います。

計画策定の意義

まちづくりの目標をみんなが共有し、その実現に向け取組むことは、まちづくりへの 動機付けとなり、「自分たちのまちは自分たちの手で」という自治意識の向上や地域への 愛着を育みます。

計画策定までの流れ

基本計画は、各部会が中心となり、それぞれの部の目的に沿った話し合いを重ねてきました。下の写真のようにワークショップ形式で、現状を共有し、良いところ、悪いところや、今後はこうしていきたいなど、意見を出し合いまとめています。

役員会では、各部がまとめた計画案の調整や、最終的な表現の統一などを行いました。







ワークショップ

計画の期間

この計画の有効期間は、平成27年度から10年間とします。それまでの間、計画の 見直しが必要な場合は、総会で議決を受ければ見直すことができます。

基本計画は、取り組みをはじめる期間の目安を、短期 $(1 \sim 3 \, \text{年})$ 、中期 $(4 \sim 6 \, \text{年})$ 、長期 $(7 \sim 10 \, \text{年})$ としています。

取り組みの担当

これからのまちづくりは、自助・共助・公助の役割分担に基づき、進めていかねばなりません。そこで、この計画では、住民(住民だけで取り組む)、協働(住民と行政が連携して取り組む)、行政(行政が取り組む)という担当を明記しています。

5 まちづくり基本目標/方針/計画

基本目標

みんなで力を合わせて、子どもからお年寄りまで、安全・安心で、快適な暮らしができ、誰もが住んで良かったと実感できる生石地区をめざし、将来 に引き継いでいきます。

基本方針 重点目標 災害に強いまちへの取組強化 交通安全活動の推進 (1) 安全安心で人に やさしいまちづくり 犯罪防止のための取組強化 子どもやお年寄り等の安全対策推進 環境改善の活動強化 ゴミ対策の強化 (2) 美しい自然の 緑化の推進 広がるまちづくり 河川環境の整備 エコ活動への取組 異年齢交流・遊び場づくり 世代間交流の促進 (3) 強い絆で結ばれ 健康づくり活動への取組 人が交流するまちづくり 国際交流の促進 垣生山の里山整備と活用 地元企業との連携強化 (4) 地元企業と連携し 共同イベントの開催 地域の未来を担うまちづくり キャリア教育の充実 ふるさと学習の充実 (5) 次の世代へ 伝統文化の継承 夢をつなぐまちづくり 地域情報の収集と発信

6 まちづくり基本計画と取組

	誰もが暮らしやすいまちは、安全安心が根幹にあり、互	短期	中期	長期	+D 7/
(1)	いに助け合う姿勢が求められています。	1~3年	4~6年	7~10 年	担当
安	災害に強いまちへの取組強化				
全	防災訓練の充実	****			協働
安	防災・救命に関する講習の実施	****			協働
心	災害対策の強化	****	****		協働
で	災害時の情報伝達力の強化	****			住民
	災害時の連携体制強化	****			住民
人	河川・水路等の安全対策	****	****	****	協働
ī					
や	交通安全活動の推進				
さ	安全・安心な交通環境の整備	* * * *			協働
し	交通危険箇所調査・対策	****			協働
い	交通安全に関する講習・啓発活動の強化	****			協働
ま	交通安全マップの作成	****	****		協働
ち	警察及び関係団体との連携強化	****	****		協働
づ	犯罪防止のための取組強化				
<	防犯環境の整備	****			協働
Ŋ	防犯パトロールの強化	****			住民
	防犯講習等の啓発強化	****			協働
	防犯情報力の強化	****	****		協働
	防犯組織力の向上	****			協働
	子どもやお年寄り等の安全対策推進				
	子ども見守り強化	****			住民
	まもるくんの家普及	****			協働
	通学路の安全点検	****			協働
	高齢者や障がい者の自立支援、見守り強化	****	****	****	協働

	誰もが環境課題について考え、環境改善に向けた取組な	短期	中期	長期	+0 1/
(2)	ど、美しい自然を守る姿勢が求められています。	1~3年	4~6年	7~10年	担当
美	環境改善の活動強化				
し	小中学生と住民との合同清掃	****	****		住民
い	市・県・国道沿いの雑草除去	****			行政
	ペットの飼育マナーの向上	****			住民
自	環境学習会の開催	****	****		協働
然	バリアフリーへの取組の推進	****	****	****	行政
စ	おいしい空気の維持管理	****	****	****	行政
広	ゴミ対策の強化				
が	ゴミ出しルールの周知啓発	****			協働
る	ゴミ出しステーションの美化	****			住民
	ゴミ問題への意識やモラルの醸成	* * * *	****	****	協働
ま	不法投棄の根絶	****	****	****	協働
ち					
づ	緑化の推進				
	花壇の整備	****			協働
<	花の栽培教室の開催	****	****		協働
IJ	公園管理者との協力	* * * *			協働
	街路樹の育成保全と管理	* * * *	****		行政
	「土と遊ぼう」運動の展開	****	****	****	住民
	河川環境の整備				
	河川の美化清掃活動	***			協働
	「水と遊ぼう」運動の展開	****	****	****	住民
	ホタルの飛び交う川づくり	****	****	****	住民
	エコ活動への取組				14 101
	エコ活動意識の向上	****	****		協働
	エコクッキング講習会の開催	****	****	****	住民
	緑のカーテンの推進 	****			住民

	人とのつながりを強めるため、世代を超え、誰もが健康	短期	中期	長期	10 W
(3)	で交流することが求められています。	1~3年	4~6年	7~10 年	担当
強	異年齢交流・遊び場づくり				
い	スポーツ交流のできる広場づくり	****	****	****	協働
絆	三世代による花いっぱい運動	****	****		住民
で	三世代によるゴミ0作戦	****	****		住民
結					
ば	世代間交流の促進				
れ	挨拶や声掛け運動の実施	****			住民
人	ものづくり教室の開催	****			住民
が	朝のラジオ体操の奨励	****			住民
交	季節行事の開催	****			住民
流	若手リーダーの育成	****	****		住民
す	ボランティアグループの活用	****			住民
る					
ま	健康づくり活動への取組				
ち	健康まち歩きイベントの開催	****			住民
づ	文化芸能活動の推進	****	****		住民
<	スポーツ、レクリエーション大会の開催	****	****		住民
Ŋ	健康、福祉講座の開催	****	****	****	協働
	国際交流の促進				
	外国人との交流促進	****			協働
	垣生山の里山整備と活用				
	桜の植樹・里山への整備	****	****	****	住民
	登山道の整備	****	****		協働
	健康保養・情操教育の場としての活用	****	****	****	住民
	防災機能の強化	****	****	****	協働

	豊かな地域を創造するため、住民だけでなく、同じ地域	短期	中期	長期	担当
(4)	に根をはる企業との連携が求められています。	1~3年	4~6年	7~10 年	担当
地	地元企業との連携強化				
元企	地域と地元企業が連携する防災訓練の実施	* * * *			協働
業	地元企業へ地域情報の提供	* * * *			住民
ځ	災害時の物資や避難場所の提供	* * * *	****	****	協働
連					
携	共同イベントの開催				
し Ub	松山空港開催イベントの共同参画	* * * *			住民
地域	地元企業との協働キャンペーン活動	****			住民
の	地域行事の共同開催	****	****	****	住民
未	地方祭への参加協力	****	****		住民
来					
を	キャリア教育の充実				
担	地元企業の説明会	****	****		協働
うま	地元企業への見学会	****	****		協働
5 ち	地元企業への職場体験学習	****	****		協働
づ					
<					
Ŋ					

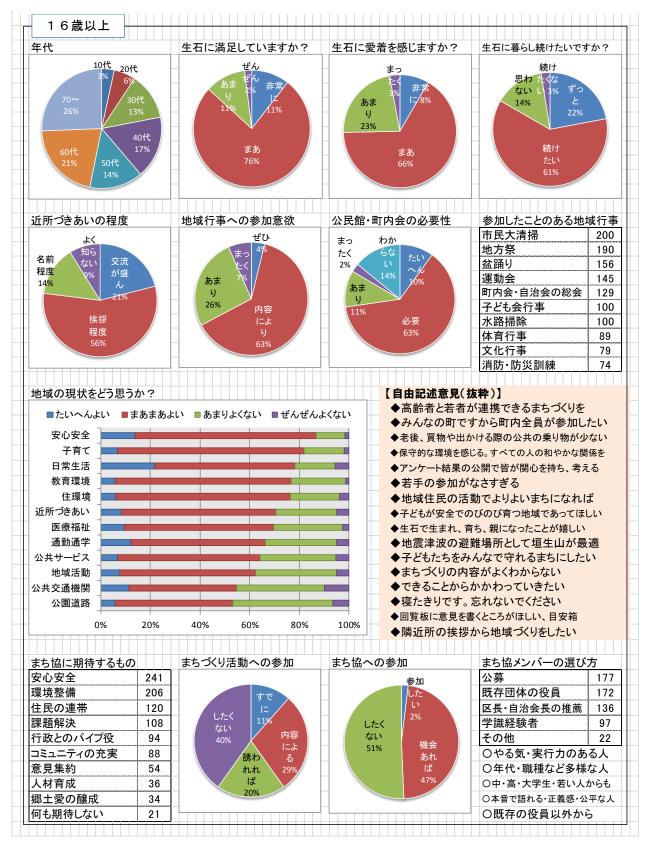


	地域を知ること、また伝統文化を継承して次世代へつな	短期	中期	長期	担当
(5)	ぐことが求められています。	1~3年	4~6年	7~10 年	担크
次	ふるさと学習の充実				
の	史跡めぐりの開催	****			住民
世	ふるさとマップづくり	****			住民
代	垣生山学習会	****	****		住民
^	伝統文化の継承				
夢	歴史や文化講座の実施	****	****		協働
を	お祭りや伝統行事の調査と継承	****	****		住民
っ	郷土料理の研究とその講習会	****			住民
な					
	地域情報の収集と発信				
(*	生石まちづくり通信の充実	****	****	****	住民
ま	情報収集システムの構築とその発信	****	****		住民
ち	まちづくり協議会ホームページの開設	***	****		住民
づ					
<					
Ŋ					



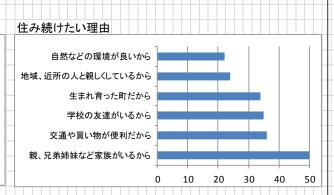
資料 住民アンケート結果

平成 25 年 7 月、16 歳以上の生石地区住民 1,000 人(性別・年齢層別無作為抽出)と、小学 5 年生 (生石・さくら)と西中学校 2 年生を対象に、アンケート調査を実施。※16 歳以上(回収率 41%)。









地域行事への参加 しな どき

どんなまちになればいいと思うか

	1番	2,3番	合計
安心安全なまち	79	68	147
環境を大切にするまち	39	87	126
交通が便利なまち	33	51	84
助け合いのまち	21	47	68
子どもがのびのび遊べる	20	80	100
ふれあいのまち	17	47	64
観光交流のまち	12	17	29
スポーツのまち	10	30	40
人づくりのまち	7	21	28

【自分のまちの誇りに思うこと】

- ○祭りなど地域の活動が盛ん ○地域の人が優しい・親切
- ○あいさつを返してくれる
- ○登下校の見守り
- 〇子ども会の活動
- ○垣生山があって自然が多い
- ○垣生山からの景色
- ○スーパー・コンビニなどが近い
- ○空港がある 〇履脱天満宮
- ○天狗の面
- ○掩体壕

など

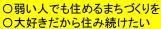
【まちづくりのアイデア】

- 〇ボール遊びができる場所(意見多数)
- 〇仲よくする
- ○木を植える
- ○困っている人を助ける
- ○ボランティアの機会を増やす
- ○あいさつをする(運動)
- ○周りの人に気を配る
- ○不審者をなくす

- ○防災訓練
- 〇世代交流
- ○親切なまちづくり
- 〇ルールを守る
- ○芝生の広場
- ○防犯パトロール
- 〇地域と学校の交流
- ○歴史や文化を伝える
- ○歩道の確保
- ○ゴミを無くす・ゴミ拾い
- ○ポスターの掲示
- ○スポーツ大会
- ○空港まで電車を通す
- ○ショッピングセンター











資料 生石地区まちづくり協議会規約

基本目標とまちづくりの基本方針

垣生山は、防災機能の役割を果たし、健康保養機能と文化機能を兼ね備えた 生石地区のシンボルです。

私たちは、『住民の命を守ること』を課題として位置づけ、まちづくり活動 の核として、垣生山を里山として整備することとしました。

垣生山の整備を進めながら、地域交流の促進、伝統文化の継承、環境の保全、地域おこしなど、地域住民の協力を得て、地域の活性化に取り組みます。そして、みんなで力を合わせて、子どもからお年寄りまで、安全・安心で、快適な暮らしができ、誰もが住んで良かったと実感できる生石地区をめざし、将来に引き継いでいきます。

この基本目標を実現するため、

- ①安全安心で人にやさしいまちづくり
- ②美しい自然の広がるまちづくり
- ③強い絆で結ばれ人が交流するまちづくり
- ④地元企業と連携し地域の未来を担うまちづくり
- ⑤次の世代へ夢をつなぐまちづくり

以上の5点をまちづくりの基本方針とします。

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、生石地区まちづくり協議会(以下、「協議会」という。)と称し、事務所は会長指定 の場所に置く。

(区域)

第2条 協議会の区域(以下、生石地区という。)は、富久町、北吉田町、久保田町、高岡町、南吉田町 とする。

(目的)

第3条 協議会は、生石地区において、住民一人ひとりが郷土を誇りに思い、愛する心をもち、互いが助け合うことで、生命の安全・安心と財産を守るとともに、地域コミュニティ活動の活性化と快適で住みやすいまちづくりの推進を目的とする。

(事業)

- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) まちづくりを実践するための研究・協議・計画・企画立案に関すること
 - (2) 生石地区の住民又は団体の交流、連携、協力に関すること
 - (3) 広報、福祉、教育・文化、地域活性、環境整備及び安全・安心に関すること
 - (4) 行政等との協働に関すること
 - (5) 垣生山里山整備に関すること
 - (6) その他、協議会の目的達成に必要なこと
- 2 協議会は、政治活動及び布教等の宗教活動を行わない。

(会員)

- 第5条 協議会は、第3条の目的に賛同する会員をもって構成し、会員の種別及び資格は次のとおりとする。
 - (1) 個人会員 生石地区に住所を有する個人
 - (2) 団体会員 生石地区に活動拠点を有する各種団体、組織及び法人(以下「各種団体等」という。)
 - (3) 賛助会員 生石地区以外に住所を有する個人又は活動拠点を有する各種団体等で、会長が適当と 認めるもの

(入会)

- 第6条 協議会に入会しようとする者は、所定の事項を記載した入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 2 各種団体等の構成員は、その団体等からの入会申込書の提出をもって、個人会員の申込みがあったものとみなす。

(退会等)

- 第7条 会員が次のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。
- (1) 会員の資格を失ったとき
- (2) 会員から退会の申出があったとき
- 2 協議会は、会員が第3条の目的に反する活動を行うなど、会員としてふさわしくないと認めたとき は、理事会の議決を経て当該会員を除名することができる。

(会費)

- 第8条 会員は、年度ごとに会費を納入しなければならない。
- 2 会費の額及び納入方法等については、総会の承認を得て、生石地区まちづくり協議会規約施行細則 (以下「細則」という。)で定める。
- 3 会員が退会した場合、既納の会費は返還しない。

第2章 役員等

(役員の種別)

- 第9条 協議会に、次の役員を置く。
 - (1)会長 1名
 - (2)副会長 若干名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 事業部長 6名
 - (6) 監事 2名

(役員の選任)

- 第10条 役員は、総会において個人会員の中から選任する。
- 2 監事は、他の役員、理事及び第17条に定める代議員を兼ねることはできない。 (役員の職務)
- 第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、協議会の運営及び活動に関する事務を処理するとともに、会長と協議の上、会員及び 関係機関・団体との連絡調整を行う。
- 4 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を処理し、資産管理・出納に必要な書類を保管管理する。
- 5 事業部長は、当該部会を総括し、事業の企画・運営を行う。また、部会の事業を役員会及び理事会 に報告するとともに、各種施策を建議する。
- 6 監事は、次の職務を行う。
- (1)会計処理の監査
- (2)業務運営の執行状況の監査
- (3)前2号に伴い不正の事実を発見した場合の総会への報告
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めた場合の臨時総会の招集請求 (役員の任期)
- 第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、同じ役職に連続3期を超えて在任することはできない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、残任期間は、前項ただし 書きに規定する残任期間に含めない。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければ ならない。

(役員等の報酬)

第13条 役員等の報酬は、細則で定める。

(事務局)

- 第14条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。
- 2 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 協議会の企画・運営に関すること
- (2) 各部の総括・調整に関すること
- (3) 各種事務手続きその他庶務に関すること
- (4) その他事務局が行うこととなった事項に関すること
- 3 協議会に事務員を置くことができる。
- 4 事務員は、事務局長の指示のもと事務を遂行する。
- 5 事務員は、理事会の同意を得て会長が任命する。

(相談役)

- 第15条 協議会に相談役を若干名置くことができる。
- 2 相談役は、会長の諮問に応じ協議会の運営に関し意見を述べることができる。ただし、表決権はないものとする。

第3章 総会

(総会の種類)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第17条 総会は代議員制とし、次に掲げる代議員をもって構成する。ただし、代議員数は細則で定める。
 - (1) 監事を除く役員及び理事
 - (2) 団体会員
 - (3) 個人会員の代表者(第6条第2項の規定により、個人会員とみなされるものを除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、監事は総会に出席することができる。
- 3 第1項第2号に規定する代議員は、1団体あたり1名とし、団体の長とする。ただし、複数の団体 に重複しているときは、別の者を代議員として選出する。

(総会の議決事項)

- 第18条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。
 - (1) まちづくり計画の策定に関する事項
 - (2) 規約に関する事項
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (4) 予算及び決算に関する事項
 - (5) 代議員の選任に関する事項
 - (6) 役員及び理事の選任に関する事項
 - (7) 会費及び役員の報酬に関する事項
 - (8) その他協議会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第19条 総会は、会長が招集する。
- 2 通常総会は、年1回、会計年度終了後2か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
- (1)会長が必要と認めたとき
- (2) 代議員の3分の1以上の者から請求があったとき
- (3) 第11条第6項第4号の規定により、監事からの開催の請求があったとき
- 4 会長は、前項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日 以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、代議員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決する。この場合において、議長は代議員 としての表決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

- 第23条 代議員は、総会において1人1票の表決権を有する。
- 2 止むを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の場合における第21条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。 (総会の議事録)
- 第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

(会議の公開)

第25条 総会の傍聴を希望する者は、細則に定めるところにより総会を傍聴することができる。

第4章 理事会

(理事会の構成)

- 第26条 理事会は、監事を除く役員及び理事をもって構成する。
- 2 前項の規定にかかわらず、監事は理事会に出席することができる。
- 3 理事は、総会において個人会員の中から選任する。
- 4 理事の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 理事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。
- 7 理事の構成は、細則で定める。

(理事会の審議事項)

- 第27条 理事会は、次に掲げる事項を審議議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 会員の除名に関する事項
 - (4) 細則に関する事項
 - (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第28条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 第26条第1項に定める構成員(第30条及び第31条において「構成員」という。)の2分の1以上の者から招集の請求があったとき。
- 3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第30条 理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(理事会の議決)

第31条 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。この場合において、議長は 構成員の表決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。 (理事会の議事録)

- 第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数及び出席者数
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

- 第33条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。
- 2 前項の規定にかかわらず、監事は役員会に出席することができる。

(役員会の審議事項)

- 第34条 役員会は、次に掲げる事項を審議議決する。
 - (1) 理事会に付議すべき事項
 - (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他理事会の議決を要しない会務に関する事項

(役員会の開催)

第35条 役員会は、会長が招集する。

(役員会の議長)

第36条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数)

第37条 役員会は、第33条第1項に定める構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(役員会の議決)

第38条 役員会の議事は、出席した第33条第1項に定める構成員の過半数をもって決する。この場合において、議長は構成員の表決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会の議事録)

- 第39条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数及び出席者数
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長及びその役員会において選任された議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

第6章 部会

(部会の種別)

- 第40条 協議会に次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。
 - (1) 生活安全部 安全・安心に関する事業
 - (2) 環境部 自然・生活環境の保全及び改善に関する事業
 - (3) 福祉部 保健・福祉に関する事業
 - (4) 教育文化部 文化・スポーツに関する事業
 - (5) 広報部 広報、情報収集、啓発等に関する事業
 - (6) 垣生山整備部 垣生山里山整備に関する事業

- 2 部会は、前項で定める事業のほか、次の事項を審議議決する。
- (1) 部会に付託された事項の決定及び実施に関する事項
- (2) 部会の事務に関する事項
- (3) その他総会及び理事会の議決を要しない業務の遂行に関する事項
- 3 第1項の規定にかかわらず、2部会以上に関わる事業その他必要と認める事項を審議議決する ため、理事会の承認を得て専門部会を置くことができる。専門部会の運営に関する事項は、細則 で定める。

(部会の構成)

- 第41条 部会は部長が指名する会員(以下「部員」という。)をもって構成する。
- 2 部会には部長及び若干名の副部長を置く。
- 3 副部長は、部長が指名し、役員会に報告する。
- 4 部長及び副部長の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選任された部長及び副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 部長及び副部長は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(部会の開催)

- 第42条 部会は、部長が招集する。
- 2 部会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
- (1) 部長が必要と認めたとき。
- (2) 部員の2分の1以上の者から招集の請求があったとき。
- 3 部長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに部会を招集しなければならない。

(部会の議長)

第43条 部会の議長は、部長がこれにあたる。

第7章 まちづくり計画、会計及び資産

(まちづくり計画)

第44条 生石地区の総合的な将来計画となるまちづくり計画は、会長が役員会及び理事会の審議 を経て、その案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

(会計年度)

第45条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事業計画及び予算)

第46条 協議会の事業計画及び予算は、まちづくり計画に基づき会長が作成し、役員会及び理事会の審議を経て、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 協議会の事業報告及び決算は、会長が関係書類を作成し、役員会及び理事会の審議を経て、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

(資産の構成)

- 第48条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 別に定める資産目録記載の資産
 - (2) 会費
 - (3) 補助金
 - (4) 寄付金
 - (5)事業に伴う収入
 - (6) 資産から生じる果実
 - (7) その他の収入

(資産の管理)

第49条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(経費)

第50条 協議会の運営に要する経費は、資産をもって充てる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第51条 この規約は、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を得なければ変更する ことができない。

(解散)

第52条 協議会は、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を得なければ解散することができない。

(残余資産の処分)

第53条 前条の規定により協議会が解散したときに有する残余資産の処分方法は、総会の過半数 の議決を得て定めなければならない。

第9章 雑則

(書類及び帳簿の整備)

- 第54条 協議会に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。
 - (1) まちづくり計画の策定に関する文書
 - (2) 規約及び細則に関する文書
 - (3)総会、理事会及び役員会の議事に関する書類
 - (4) 役員、理事、代議員等の選任及びその名簿に関する文書
 - (5) 会員名簿及び会費に関する文書
 - (6) 市の補助金に関する文書
 - (7) 予算及び決算並びに事業計画及び事業報告に関する文書
 - (8) 出納に関する帳簿及び証拠書類
 - (9) 資産目録
 - (10) その他会長が必要と認めた書類及び帳簿

(文書等の保存)

第55条 会長は、協議会が運営上作成し又は取得した文書、帳簿、図画、写真及び電磁的記録等 (以下「文書等」という。)を適正に保存しなければならない。文書等の保存期間は、細則で定め る。

(情報公開)

- 第56条 会長は、協議会の適正かつ公正な運営に資するため、積極的な情報公開に努めなければ ならない。
- 2 会員からの文書等の閲覧請求があるときは、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

(個人情報の保護)

第57条 会員は、協議会の活動を通じて得た個人情報の保護に努めなければならない。 (細則への委任)

第58条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の審議を経て細則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成26年4月12日から施行する。
- 2 本会の設立時には、総会出席者を第17条に規定する代議員とみなし、議案の議決をおこなう。 ただし、第17条の要件を満たす者で止む得ない理由のため総会に出席できない者は、あらかじ め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者を代理人として表決を委任する ことができる。また、委任状の提出をもってその者は総会出席者とみなす。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 協議会の設立初年度の会計は、第45条の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から 平成27年3月31日までとする。

資料 組織図

